

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	学校ICT化推進室	270-8112	堺市教育情報ネットワーク保守 管理業務	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 西日本社	11,576,466	R7.4.1	本業務の履行に必要な知識等を有する者が一者しかないため、本業務は競争入札に 適さず、随意契約を行うものである。 本業務は現在稼働中の堺市教育情報ネットワークシステムの保守管理業務であり、システムの保守管理においては当該システムの仕様や設定・ネットワークの構成についての詳細な知識及び保守に係る技術を有していることが必要である。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。 その場合、学校園で使用するグループウェア、文書管理システム、出退勤システム、授業で使用する端末、児童生徒の学籍・出欠・成績等を管理する教務システム、学校園ホームページ作成システム(ホームページは一般公開されており、保護者・地域に向けての学校情報の発信手段となっている)等、学校園で使用するすべてのシステムが影響を受けるほか、最悪の場合、職員室や教室等で端末を起動できなくなる可能性もあり、学校運営、校務、児童生徒の学習に多大な影響を及ぼすため、本業務を詳細な知識等を有しない者に委託することはできない。 本システムについての詳細な知識等を有する者は当システムを構築したパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。	1者随契	
2	能力開発課	270-8120	令和7年度 IRTを活用した堺市 学力・学習状況調査業務	株式会社 内田洋行	17,465,756	R7.4.30	本業務は、本市児童・生徒の学力を確実に伸ばす教育を推進するため、小・中学生を対象に「IRTを活用した堺市学力・学習状況調査」を行うものである。 各学年に応じた問題のほか、経年で同一問題を出題し、その正誤や回答時間等の反応を比較することで学力レベルを測定するIRT調査の特性上、調査問題の作成及び結果の分析に高度な創造性及び専門的な技術が必要となる。 このことから、本市における調査を確実かつ効率的に実施するため、同調査を先行実施している埼玉県教育委員会と「学力・学習状況調査(CBT)の連携実施に関する協定」を締結し、調査問題等の提供を受けることとした。 学力・学習状況調査を適正に実施するには、調査問題等の秘匿性を確保するため、当該協定において、埼玉県教育委員会が委託した事業者と契約締結しない限り調査問題等を利用することができない旨定められている。 また、業務目的の達成のためには、経年で同一問題を出題し、比較することで学力レベルを測定するIRT調査の特性上、調査問題等を引き続き利用することが必要である。 以上のことから、本業務を履行できるものは、埼玉県教育委員会が学力・学習状況調査に係る業務を委託した株式会社内田洋行以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	学務課	228-7485	堺市学務課関連システム運用・ 保守業務	扶桑電通株式会社 関西支店	2,490,576	R7.4.1	本業務は、堺市学務課関連システムの適正な運用・保守を行うことを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、セキュリティパッチの適用、ハードウェア・ソフトウェアの保守、システムの監視、障害対応を行うなど、当該システムの詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 また、当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようすると、システム設定の誤り、漏れ、改修工数の長期化などが発生する恐れがあり、学務課関連システム内で構築されている学籍システムをはじめとする全てのサブシステムとの連携についても調査した上で運用・保守を行うことになるため費用が極端に増加することになる。また、詳細な知識等がないことで、作業ミスが生じる可能性が増すほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えることになり、結果として市民サービスに多大な不利益をもたらす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
4	学校給食課	228-7489	学校給食運営業務	公益財団法人堺市学校給食 協会	4,033,037,695	R7.4.1	学校給食は、文科省の「学校衛生管理基準」により、食品納入業者の選定ならびに衛生管理食品の選定等が詳細に示されており、その安全性は本市が全責任を負うものである。 当業務である安全安心な給食物資の安定的な物資調達・供給を可能とする体制や学校給食による食育支援の推進は、行政との密な連携が必須で、かつ性質上収益の発生しない事業であることから、本事業の適切・確実な遂行が可能なのは、これらの機能を有する堺市学校給食協会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
5	学校給食課	228-7489	学校給食費管理システム運用 保守業務	日本ソフトウェアマネジメ ント株式会社	2,204,400	R7.4.1	本業務は、学校給食費の公会計化により教育委員会事務局にて学校給食費の徴収管理を行うため導入した学校給食費管理システムにおいて、システムを安定稼働させることを目的としてシステムの運用保守を行うものである。本業務を適正に履行するためには、システムに登録されたデータの内容や、給食費計算に係るシステムプログラム等、当該システムに関する高度かつ詳細な知識や技術が必要不可欠である。また、喫食者別での請求処理切替機能など、本市の仕様に合わせてシステムのカスタマイズを行っていることから、運用保守を行うにはシステムの開発業者の知識や技術が必要となり、当該システムを開発した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 仮に当該システムに係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、各種設定での漏れや誤処理により重大なシステム障害を発生させる恐れがあり、学校給食費の徴収誤りや個人情報の漏えいを引き起こす恐れがある。以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識を有する、当該システムを開発した日本ソフトウェアマネジメント株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
6	学校給食課	228-7489	学校給食空き缶・ダンボールリ サイクル業務	有限会社あかね紙業	8,352,300	R7.4.1	本業務は、先に決裁を得て一般競争入札を執行したが、再度の入札に付しても落札者がいないため、随意契約の交渉を最低応札業者へ行った結果予定価格の範囲内の見積書を徴することができたことにより当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)	1者随契	
7	学校給食課	228-7489	学校給食費の無償化に伴う学校 給食費管理システム改修業務	日本ソフトウェアマネジメント 株式会社	5,214,000	R7.4.1	本業務は、令和7年度以降、学校給食費を段階的に無償化実施する際、その段階に応じて、無償化対象児童生徒の保護者に対して学校給食費の請求を行わないようにすることを目的とする。当該目的を達成しつつ本システムを継続的にかつ円滑に使用できるようにするためには、本システムのデータレイアウト、システム内部処理等、本システムに関する詳細な知識や技術が不可欠である。よって、本システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 本システムにかかる詳細な知識を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れ、対応工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りが発生した場合、無償化対象外児童生徒の保護者に対する学校給食費の請求処理や入金処理などを適正に行うことができなくなり、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、本システムの詳細な知識等を有する本システムを構築した者である日本ソフトウェアマネジメント株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
8	教委総務課	228-7435	白鷺小学校施設管理等業務	白鷺校区連合自治会	5,276,286	R7.4.1	本業務は、清掃等の学校の施設管理及び来訪者受付等を行う業務である。本業務は、学校施設管理とともに、地域住民による子どもたちの見守りを通じた地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域住民が主体的に学校施設の管理等に参画していくことで、地域と学校の連携に資すること、地域の人々のやりがい・働きがいを創出することなど地域コミュニティの活性化が期待できる。当該目的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子ども育成に取り組む市民団体等に委託することが望ましく、競争入札には適さない。 白鷺校区連合自治会は、地域に住む人々が日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め地域に共通する様々な課題を解決するため、地域で協力しあいより住みよく明るいまちづくりのために自主的に活動している団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学校と密接な連携が図られる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約することが最も適している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
9	教委総務課	228-7435	福泉上小学校施設管理等業務	NPO法人クリーン鳳	5,276,286	R7.4.1	本業務は、清掃等の学校の施設管理及び来訪者受付等を行う業務である。本業務は、学校施設管理とともに、地域住民による子どもたちの見守りを通じた地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域住民が主体的に学校施設の管理等に参画していくことで、地域と学校の連携に資すること、地域の人々のやりがい・働きがいを創出することなど地域コミュニティの活性化が期待できる。当該目的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子ども育成に取り組む市民団体等に委託することが望ましく、競争入札には適さない。 NPO法人クリーン鳳は、地域住民が主体的に公共施設の運営、維持、管理、への参画や地域における安全活動を行うこと等により地域住民の自主的なまちづくり活動の促進を図り、地域住民の理想とする社会の実現に寄与することを目的として、自治会が主体となって設立された団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学校と密接な連携が図られる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約することが最も適している。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
10	教委総務課	228-7435	榎塚台小学校施設管理等業務	特定非営利活動法人 榎塚台 助け合いネットワーク	5,276,286	R7.4.1	本業務は、清掃等の学校の施設管理及び来訪者受付等を行う業務である。本業務は、学校施設管理とともに、地域住民による子どもたちの見守りを通じた地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域住民が主体的に学校施設の管理等に参画していくことで、地域と学校の連携に資すること、地域の人々のやりがい・働きがいを創出することなど地域コミュニティの活性化が期待できる。当該目的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子ども育成に取り組む市民団体等に委託することが望ましく、競争入札には適さない。 特定非営利法人榎塚台助け合いネットワークは、地域社会におけるまちづくりに関する活動を行うことにより、泉北ニュータウンを中心とした地域の住民に、より安心、安全な暮らしを提供し地域福祉活動とより良いまちづくりを推進することを目的として、自治会が主体となって設立された団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学校と密接な連携が図られる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約することが最も適している。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
11	学校管理課	228-7488	八上小学校ほかエレベーター設 備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ 株式会社 関西支社	4,140,400	R7.4.1	学校施設のエレベーターは、移動が困難な児童生徒や高齢の来校者等が安全かつ円滑に各階間を移動できるよう整備されたものです。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であると共に、地域住民にとって最も身近な公共施設(地域活動や生涯学習の場)としての役割もあります。 監視の体制について、学校施設には非常時用のインターホン監視盤が職員室に設置されているだけで、課業中は教職員が見ることができるが授業等で不在になることもあり、監視する専門員が常駐しているわけではないため、利用者の安全上、常時遠隔監視や時間中の緊急対応が必要となります。 また、学校は避難所機能を有しており、災害時には地域住民の避難場所として、大規模災害時には避難者の生活拠点として24時間使用する等、教職員の勤務時間以外にもエレベーターを使用することが想定されるため、通常の維持管理のみならず、24時間遠隔監視を実施し、故障による閉じ込め事故等の避難者使用に支障をきたすことのないよう迅速な把握・復旧等の緊急対応が必要となります。 遠隔監視装置による保守には、製造業者独自の高度な知識及び専門技術が必要であり、当該業者は一貫した体制で毎日24時間遠隔監視をすることが可能な唯一の業者です。 このことから、遠隔監視により本業務を履行できる業者は、当該エレベーターの製造メーカー《三菱電機株式会社》のメンテナンス部門である当該業者以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものです。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
12	学校管理課	228-7488	新湊小学校ほかエレベーター設 備保守点検業務	東芝エレベータ株式会社 関 西支社	13,015,200	R7.4.1	学校施設のエレベーターは、移動が困難な児童生徒や高齢の来校者等が安全かつ円滑に各階間を移動できるよう整備されたものです。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であると共に、地域住民にとって最も身近な公共施設(地域活動や生涯学習の場)としての役割もあります。 監視の体制について、学校施設には非常時用のインターホン監視盤が職員室に設置されているだけで、課業中は教職員が見ることができるが授業等で不在になることもあり、監視する専門員が常駐しているわけではないため、利用者の安全上、常時遠隔監視や時間中の緊急対応が必要となります。 また、学校は避難所機能を有しており、災害時には地域住民の避難場所として、大規模災害時には避難者の生活拠点として24時間使用する等、教職員の勤務時間以外にもエレベーターを使用することが想定されるため、通常の維持管理のみならず、24時間遠隔監視を実施し、故障による閉じ込め事故等の避難者使用に支障をきたすことのないよう迅速な把握・復旧等の緊急対応が必要となります。 遠隔監視装置による保守には、製造業者独自の高度な知識及び専門技術が必要であり、当該業者は一貫した体制で毎日24時間遠隔監視をすることが可能な唯一の業者です。 このことから、遠隔監視により本業務を履行できる業者は、当該エレベーターの製造メーカーである当該業者以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものです。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
13	学校管理課	228-7488	大泉学園ほかエレベーター設備 保守点検業務	フジテック株式会社 近畿統括 本部	14,071,750	R7.4.1	学校施設のエレベーターは、移動が困難な児童生徒や高齢の来校者等が安全かつ円滑に各階間を移動 できるよう整備されたものです。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であると共に、 地域住民にとって最も身近な公共施設(地域活動や生涯学習の場)としての役割もあります。 監視の体制について、学校施設には非常時用のインターホン監視盤が職員室に設置されているだけで、 課業中は教職員が見ることができが授業等で不在になることもあり、監視する専門員が常駐しているわけ ではないため、利用者の安全上、常時遠隔監視や時間中の緊急対応が必要となります。 また、学校は避難所機能を有しており、災害時には地域住民の避難場所として、大規模災害時には避難者 の生活拠点として24時間使用する等、教職員の勤務時間以外にもエレベーターを使用することが想定され るため、通常の維持管理のみならず、24時間遠隔監視を実施し、故障による閉じ込め事故等の避難者 使用に支障をきたすことのないよう迅速な把握・復旧等の緊急対応が必要となります。 遠隔監視装置による保守には、製造業者独自の高度な知識及び専門技術が必要であり、当該業者は一貫 した体制で毎日24時間遠隔監視をすることが可能な唯一の業者です。 このことから、遠隔監視により本業務を履行できる業者は、当該エレベーターの製造メーカーである当該 業者以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものです。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号)	1者随契	
14	学校管理課	228-7488	新金岡東小学校ほか4校安全管理 員業務	特定非営利活動法人TEAM 新金岡	—	R7.4.1	学校安全管理員業務は、小学校の児童登校日に学校の出入口で来訪者の確認や門の開閉を実施すると ともに、学校内の巡視等を行う業務である。本業務は、校内の安全管理とともに、地域住民による子ども たちの見守りを通じて地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域 の人々のやりがい・働きがいを創出するなど地域コミュニティの活性化にも資することが期待できる。当該目 的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子どもの育成に取り組む市民団体等に委託する ことが望ましく、競争入札には適さない。 「特定非営利活動法人 TEAM新金岡」は、地域社会に対するスポーツを通じた健康増進活動の支援を行う とともに、子どもたちの健全育成や高齢福祉に取り組むことにより、地域の安全を育成していくことを目的 として自治会が主体となって設立された団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学校と密接な 連携が図れる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約するものである。(地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約部分 12,387,544円 単価契約分 1258.8円／1時間
15	学校管理課	228-7488	鳳小学校ほか2校安全管理員業 務	特定非営利活動法人 クリー ン鳳	—	R7.4.1	学校安全管理員業務は、小学校の児童登校日に学校の出入口で来訪者の確認や門の開閉を実施する とともに、学校内の巡視等を行う業務である。本業務は、校内の安全管理とともに、地域住民による子ども たちの見守りを通じて地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域 の人々のやりがい・働きがいを創出するなど地域コミュニティの活性化にも資することが期待できる。当該目 的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子どもの育成に取り組む市民団体等に委託する ことが望ましく、競争入札には適さない。 「特定非営利活動法人 クリーン鳳」は、地域社会に対するスポーツを通じた健康増進活動の支援を行う とともに、子どもたちの健全育成や高齢福祉に取り組むことにより、地域の安全を育成していくことを目的 として自治会が主体となって設立された団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学校と密接な 連携が図れる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約するものである。(地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約部分 6,193,772円 単価契約分 1258.8円／1時間
16	学校管理課	228-7488	金岡小学校安全管理員業務	NPO法人のびやかオアシス	—	R7.4.1	学校安全管理員業務は、小学校の児童登校日に学校の出入口で来訪者の確認や門の開閉を実施する とともに、学校内の巡視等を行う業務である。本業務は、校内の安全管理とともに、地域住民による子ども たちの見守りを通じて地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域 の人々のやりがい・働きがいを創出するなど地域コミュニティの活性化にも資することが期待できる。当該目 的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子どもの育成に取り組む市民団体等に委託する ことが望ましく、競争入札には適さない。 「NPO法人のびやかオアシス」は、地域社会に対するスポーツを通じた健康増進活動の支援を行う とともに、子どもたちの健全育成や高齢福祉に取り組むことにより、地域の安全を育成していくことを目的 として自治会が主体となって設立された団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学校と密接な 連携が図れる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約するものである。(地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約部分 3,096,886円 単価契約分 1258.8円／1時間
17	学校管理課	228-7488	金岡南小学校安全管理員業務	特定非営利活動法人 金岡南 ふれあいクラブ	—	R7.4.1	学校安全管理員業務は、小学校の児童登校日に学校の出入口で来訪者の確認や門の開閉を実施する とともに、学校内の巡視等を行う業務である。本業務は、校内の安全管理とともに、地域住民による子ども たちの見守りを通じて地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域 の人々のやりがい・働きがいを創出するなど地域コミュニティの活性化にも資することが期待できる。当該目 的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子どもの育成に取り組む市民団体等に委託する ことが望ましく、競争入札には適さない。 「特定非営利活動法人 金岡南ふれあいクラブ」は、地域社会に対するスポーツを通じた健康増進活動の 支援を行うとともに、子どもたちの健全育成や高齢福祉に取り組むことにより、地域の安全を育成していくこ とを目的として自治会が主体となって設立された団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学 校と密接な連携が図れる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約するものである。(地 方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約部分 3,096,886円 単価契約分 1258.8円／1時間

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
18	学校管理課	228-7488	御池台小学校安全管理員業務	特定非営利活動法人 ピュア・ハート御池	—	R7.4.1	学校安全管理員業務は、小学校の児童登校日に学校の出入口で来訪者の確認や門の開閉を実施するとともに、学校内の巡視等を行う業務である。本業務は、校内の安全管理とともに、地域住民による子どもたちの見守りを通じて地域コミュニティ活動の促進を目的としており、また、本業務の履行を通じて地域の人々のやりがい、働きがいを出し、地域コミュニティの活性化にも資することが期待できる。当該目的や効果を達成するには、地域に精通し、自主的に地域の子どもの育成に取り組む市民団体等に委託することが望ましく、競争入札には適さない。 「特定非営利活動法人 ピュア・ハート御池」は、地域社会に対するスポーツを通じた健康増進活動の支援を行うとともに、子どもたちの健全育成や高齢福祉に取り組むことにより、地域の安全を育成していくことを目的として自治会が主体となって設立された団体である。また、地域社会の実情に精通するとともに学校と密接な連携が図れる当該校区で唯一の団体であることから、当該団体に随意契約するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約部分 3,096,886円 単価契約分 1258.8円／1時間
19	放課後子ども支援課	228-7491	新湊小学校放課後ルーム事業運営業務	新湊小学校放課後ルーム運営委員会	—	R7.4.1	本業務は、文部科学省所管の「放課後子ども教室」に該当するものであり、国において地域住民等の参画を得て実施するとされている。また、学習活動を中心に様々な体験活動、交流活動等の場を提供することにより自ら学び、考え、判断し、行動する能力の発達を支援することを目的とする放課後ルーム事業の趣旨を鑑み、事業者の選定にあたっては、価格だけでなく、事業計画、プログラム、安全対策等その他要素も考慮する必要がある。 国の「放課後子ども総合プラン」の中で、地域の実情に応じた学習支援やプログラムの充実を図るため、地域住民等の参画を得ることが望ましいとされている。新湊小学校放課後ルーム運営委員会は、新湊小学校区の自治会役員、校区在住者等から構成されている団体である。新湊小学校区においては、当該団体により、地域の実情に応じて地域社会及び学校と連携した活動を実施することができることから、当該団体に随意契約することが最も適している。(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	1者随契	総価契約分 10,989,000円 単価契約分 7,700円／人 16,830円／人 6,930円／人 19,800円／人
20	放課後子ども支援課	228-7491	堺市放課後子ども総合プラン事業(堺っ子くらぶ)管理運営業務(御池台小学校)	特定非営利活動法人 ピュア・ハート御池	—	R7.4.1	本業務は、文部科学省所管の放課後子ども教室(すくすく教室)及びこども家庭庁所管の放課後児童健全育成事業(のびのびルーム)から構成されており、事業推進には国において地域住民等の参画を得て実施するとされている。また、放課後児童健全育成事業については、子ども・子育て支援新制度の対象事業として随時的改善を図ることが求められており、業者の選定にあたっては、価格だけでなく、事業計画、プログラム、安全対策等その他要素も考慮する必要がある。 国の「放課後子ども総合プラン」の中で、地域の実情に応じた学習支援やプログラムの充実を図るため、地域住民、子育て支援に関わるNPO等の参画を得ることが望ましいとされている。特定非営利活動法人ピュア・ハート御池は、御池台校区の自治会役員、校区在住者等から構成され、子育て支援、安全活動等の地域福祉活動を実施しているNPO法人である。御池台校区においては、当該団体により、地域の実情に応じて地域社会及び学校と連携した児童の健全育成活動を実施することができることから、当該団体に随意契約することが最も適している。(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	1者随契	総価契約分 27,896,000円 単価契約分 9,295円／人 16,445円／人 9,240円／人 16,940円／人
21	放課後子ども支援課	228-7491	堺市放課後児童対策事業(のびのびルーム)管理運営業務(堺区A、南区及び北区B)	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団	—	R7.4.1	本市放課後児童対策等事業は、平成9年度の事業開始当初、本業務を受注できる民間事業者がなかったため、本市の出資により設立された外郭団体である公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)と一者随契により契約を締結してきた。その後、民間事業者の参入が見込まれる状況となったことから、平成28年度からは公募プロポーザルにより、民間事業者を含めた競争により事業者を選定してきた。 外郭団体は、市の補完・代行機能として、市との役割分担や連携を図りながら市民ニーズに対応し、効果的・効率的に公共サービスを提供する役割を担ってきたといえるが、本市では、外郭団体見直しに向けた取組方針や財政危機脱却プラン(案)に基づき、事業等の見直しに取り組み、事業団の当該事業からの完全撤退を前提に事業を進めることとした。しかし、事業団が受注していた堺区、北区及び南区については、その立地や人員確保等の課題、過去の公募実績から、複数の民間事業者の参入が見込めず、民間事業者間の競争性が発揮されていなかった。このような状況で事業団が当該事業から即座に撤退すると、事業の安定的な継続実施が困難となり、市民サービスに著しい影響を及ぼすことは避けられないことから、令和5年度、令和6年度の当該区域の案件については、事業団を契約相手方として随意契約により契約締結したものである。令和7年度の当該区域の案件については、民間事業者に対して参入意欲を確認するための意向調査を令和6年6月に実施したところ、結果として、意向調査を実施した民間事業者からは参入意欲が認められず、事業全体の安定的な競争状態が確認できなかったため引継ぎ事業団による業務の履行が必要な状況である。また、事業団職員の雇用責任について、本市は事業団職員と直接雇用の関係ではないため、本市が最終的な雇用責任を負うものではないが、事業団の監督官庁として関与・指導等を行うなど直接的に影響を与える立場であるため、本市は事業団と一体となり、事業団職員の計画的な雇用調整を丁寧に行う必要がある。よって、事業団が当該事業から完全撤退するまでには、一定の期間を要することが見込まれる。以上のことから、民間事業者間の競争性が発揮され安定的に全区を受注し得る状態となり、かつ、事業団が事業の運営を安定的に継続したうえで、事業団職員の雇用調整が円滑に実施されるまでの間は、当該事業の効率的かつ円滑な継続及び本市の政策達成のため、時限的措置として、事業団と随意契約を締結するものである。なお、事業団については、当該事業における運営事業者選定に係る入札には参加しないものとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 516,505,400円 単価契約分 7,995円／人 14,030円／人 20,280円／人 37,070円／人

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
22	中央図書館総務課	244-3811	図書館情報システム保守業務	NECソリューションイノベータ株式会社営業統括本部	8,620,788	R7.4.1	本業務の保守対象となる堺市立図書館 図書館情報システムは、図書館の業務システム(貸出・返却や資料・利用者情報管理等)及び市民に公開しているWebサービス(蔵書検索・予約等)の機能を持ち、年間数百万件の大量データをリアルタイム処理している。当該業務の履行には、当該システムに係る詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 当該システムに係る詳細な知識等を有しないものが本業務を履行すると、知識等の不足により障害発生時の原因が特定できずに復旧に時間を要し、市民への圖書の貸出・返却ができなくなったり、情報セキュリティ上のインシデントが発生する等、安定的なシステム運用に影響を与える恐れがある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築した業者である日本電気株式会社から事業継承を受けたNECソリューションイノベータ株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
23	中央図書館総務課	244-3811	西図書館エレベータ設備保守点検業務	フジテック株式会社 近畿統括本部	1,821,600	R7.4.1	当該エレベータは、平成元年設置当初から点検・部品交換・小修理等を含むフルメンテナンス方法による保守点検を行っている。今後、部品の耐用年数から交換・小修理の必要回数の増加が見込まれることを考慮すると、当初から保守点検を行ってきた上記業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	
24	教職員企画課	228-0238	教職員情報システム運用保守業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	77,634,480	R7.4.1	本業務は、義務教育教職員の給与支給等事務の大阪府からの移譲を受け、教職員の人事、給与、出退勤管理、福利厚生に係る業務を効率的に実施するために導入した「教職員情報システム」の稼働後、業務運用を適切かつ効率的に行うため、システム運用管理及び保守業務を行うものである。本業務を適正に履行できるのは、当該システムを構築し、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外に無いため、当該団体に委託する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	